

**特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見**

**平成21年度**

**平成22年2月4日**

**構造改革特別区域推進本部**

**評価・調査委員会**

## 1. はじめに

評価・調査委員会（以下「当委員会」という。）は、構造改革特区制度を推進するため、規制の特例措置の効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必要措置について、構造改革特別区域推進本部長に意見を述べることとされている。

平成21年度の当委員会としては、まず上半期に未実現提案に係る調査審議を行って意見（平成21年8月7日付「未実現の提案に係る諮問事項に関する意見」）を取りまとめたのに続き、下半期には、本年度に評価時期を迎えた規制の特例措置について評価を行って、意見を取りまとめた。

## 2. 平成21年度の評価について

### (1) 評価の進め方

平成21年度の評価の対象となった規制の特例措置について、医療・福祉・労働部会、教育部会及び地域活性化部会の各専門部会において、専門的かつ集中的な検討を行った。

具体的には、各部会において、現地調査を含め、認定地方公共団体や実施主体など関係者から現場の声を広く聴取し、主に全国展開を行うことの効果について調査を行うとともに、規制所管省庁から弊害の発生についての調査結果の報告を受けてヒアリングを行い、総合的な検討に努めた。

各部会におけるこれらの検討結果については、各部会の部会長から当委員会に報告の上、これを基に意見集約を行い、当委員会としての意見を取りまとめた。

### (2) 評価の概要

#### 【平成21年度評価対象12特例措置】

- ①全国展開（一部全国展開を含む）（6特例措置）
- ②再度適切な時期に評価（5特例措置）
- ③実施の少ない特例措置について、更なる実施の可能性の調査結果を踏まえ、予定していた評価を行わない（1特例措置）

特例措置ごとの評価意見の詳細については別紙のとおりであるが、大別すると以下のとおりである。

「運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（828）」、「空地に係る要件の弾力化による大学設置事業（829）」及び「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（1303）」の3件については、特段の弊害が生じていないと判断されることから、全国展開すべきとの意見とした。

また、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（920）」、「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業（934）」及び「重量

物輸送効率化事業（1205（1214、1221））」の3件については、特例措置の実施状況に照らし、一定の措置を講ずることが適当であるものも含め、全国展開しても差し支えないと認められる部分について、全国展開すべきとの意見とした。

一方、「外国人研修生受入れによる人材育成促進事業（506）」、「学校設置会社による学校設置事業（816）」、「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（832）」、「病院等開設会社による病院等開設事業（910）」及び「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業（933）」の5件については、一定の時期を定めた上で再度評価すべきとの意見とした。これらについては、弊害の有無を判断するためのデータの蓄積が少ないことなどにより全国展開の是非を決めるのは時期尚早である、全国展開に向けて弊害を防ぐ方策の検討や分析が必要である等のそれぞれの事情を踏まえ、規制所管省庁や認定地方公共団体に必要な取組を求めているところである。

なお、提案者以外の地域で特区計画の認定実績がない「救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業（413）」については、更なる実施の可能性についての調査を行った結果、現状においては、当面の間実施の増加が見込めないことが判明したため、今年度は予定していた評価を行わず、今後、一定の事例の積み上がりを待って評価を行うこととした。

### 3. おわりに

地域主権推進と地域活性化が内閣の重要課題に位置付けられる中、構造改革特区制度は、地方公共団体をはじめとした地域の様々な主体の創意や工夫に基づき、地域の活性化の起爆剤として、規制のあり方を改革していくよう期待されている。

このことから、提案主体や認定地方公共団体、実施主体など、現場で取り組んでいる方々の声や思いを生かして、その趣旨を実現させることができるよう、規制所管省庁におかれては、より精力的に特例措置の創設・拡充及び全国展開に向けた検討を行っていただきたい。

なお、特例措置による事業の適切な実施に当たっては、特区の計画主体でもある地方公共団体による的確な状況把握や連携体制・サポートが不可欠となることから、特定事業の実施に当たっては、認定地方公共団体におかれても、より一層主体的な取組とご協力をお願いしたい。

最後に、今回の評価においてご協力いただいた認定地方公共団体や実施主体の方々を始め、各方面からの多大なるご助力に対し、心からお礼申し上げます。

## 平成21年度評価意見について

特例措置番号	特例事項名	所管省庁	措置区分	評価意見
413	救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業	総務省	省令	ニーズ調査の結果を踏まえて、予定していた評価を行わないこととした
506	外国人研修生受入れによる人材育成促進事業	法務省	告示	その他(平成23年度に評価を行う。)
816	学校設置会社による学校設置事業	文部科学省	法律	その他(平成23年度以降に評価を行う。)
828	運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業	文部科学省	省令	地域を限定することなく全国において実施
829	空地に係る要件の弾力化による大学設置事業	文部科学省	省令	地域を限定することなく全国において実施
832	インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業	文部科学省	省令	その他(平成23年度に評価を行う。)
910	病院等開設会社による病院等開設事業	厚生労働省	法律	その他(内閣官房及び規制所管省庁において本特例措置について周知や情報提供を行い、平成23年度に評価を行う。)
920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	厚生労働省	省令	地域を限定することなく全国において実施(ただし、3歳以上児に対する給食に限る。)
933	特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業	厚生労働省	省令	その他(平成22年度に評価を行い、結論を得る。)
934	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業	厚生労働省	省令	地域を限定することなく全国において実施(ただし、生活介護に限ることとし、その他については、全国展開に向けて、懸念される弊害を除去するための方策についての検討を進めるとともに、平成22年度に評価を行う。)
1205 (1214、 1221)	重量物輸送効率化事業	国土交通省	通達	特例措置対象車両が公道(道路法の道路をいう。)を横断する場合に限り、本特例措置を地域を限定することなく全国において実施する。
1303	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業	環境省	告示・通達	地域を限定することなく全国において実施

※ ニーズ調査の対象となった特例措置「413」を除く11件の特例措置について、個別の評価意見を添付

## 評価意見

①	別表1の番号	506
②	特定事業の名称	外国人研修生受入れによる人材育成促進事業
③	措置区分	告示
④	特区における規制の特例措置の内容	中小企業等が外国人研修生の受入機関となる場合の研修生受入れ人数枠を3人から6人に拡大する。
⑤	評価	その他(平成23年度に評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無については、入管法改正に伴う新研修・技能実習制度の施行が平成22年7月に予定されていることから、新制度の運用状況の検証を踏まえ判断するため、平成23年度に評価を行うこととする。
⑦	今後の対応方針	<p>規制所管省庁は、現行の研修・技能実習制度下における平成21年度の本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査結果において、技能実習生についての労働関係法令違反が疑われる等の不適正な事案が確認されたとしている。一方、評価・調査委員会による調査では、多くの受入事業者は支障なく受入れを実施しており、特段の問題点があるとは考えにくく、研修生が日本の水産加工技術等を習得し、帰国後その技術を活かせる職に就いている事案は多い。また、規制所管省庁の主張する弊害が、研修・技能実習制度一般について生じるものなのか、本特例措置固有なものなのか、依然として明らかではない。</p> <p>他方、規制所管省庁において研修・技能実習制度の見直しを行った結果、平成21年7月に改正入管法が成立し、平成22年7月より施行される予定となっているところであり、当該見直し後の研修・技能実習制度の実施状況を検証する必要もある。</p> <p>以上の状況に鑑み、新研修・技能実習制度の実施状況を踏まえた上で、平成23年度に評価を行う。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

## 評価意見

①	別表1の番号	816
②	特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認めるなど一定の要件を満たす場合には、株式会社に学校の設置を認める。
⑤	評価	その他(平成23年度以降に評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について、現時点では判断できない。
⑦	今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況については、学校経営面、教育研究面、認定地方公共団体の責務等で、多くの問題点が認識されている。しかし、学校段階別には、(1)義務教育段階については、小学校・中学校とも各1校しか事例がないこと、(2)高等学校段階については、23校の事例があるが、赤字が約4割を占め、教育面についても課題が多く見られること、(3)大学については、6校中5校が赤字であって、学校事業からの撤退や、14キャンパスの学部すべての閉鎖を、それぞれ決定した事例、設置形態を学校法人へ転換した事例もあることなどから、弊害の有無の検証については、いずれの学校種についても検討材料を欠き、また、約3分の1の学校が学校法人化を視野に入れているなどといった状況にあるため、「弊害の更なる検証に必要な情報の収集に努めるべき」とのことであった。本特例措置については、第一義的には認定地方公共団体が、特区計画の策定・実施に責任を有する立場として、事業の実施状況を的確に把握しつつ、学校設置会社が設置する学校(高等学校以下の場合に限る。)についての評価の実施・公表や、在学者の適切な修学を維持するためのセーフティネットの整備等を通じ、教育上の支障等が生じないよう、特区計画の円滑かつ確実な実施を図っていくことが重要である。</p> <p>しかしながら、認定地方公共団体は実態上基本的に市区町村であり、公立小・中学校の設置運営以外の実務的なノウハウを十分有していないことにも留意し、規制所管省庁においては、事業の適正な実施に資するよう、他の株式会社立学校における取組はもとより、私立学校や高等学校・大学関係の制度や取組に係る情報提供などの取組を行うことが重要である。</p> <p>また、規制所管省庁においては、認識されている諸課題が同様の学校種等でも生じているのか(例えば、通信制高校一般、私立大学一般との比較)、株式会社という設置形態に起因するところが大きいと考えられるのか等について、学校種の違い(小・中学校(義務教育)、高等学校、大学・大学院などの別)に留意しながら、諸課題を効果的に防ぐ方法の有無と併せ、更に分析することが重要である。</p> <p>なお、規制所管省庁においては、これまでに上記に係る知見やデータを多く蓄積しているため、今後これらを更に積極的に活用することが重要である。</p> <p>今後は、適用事例の動向や上記諸課題等の検討状況などを踏まえながら、平成23年度以降において評価を行う。</p> <p>なお、専門部会においては、以下のような議論があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社立学校の設置者に希望がある場合の、学校法人への円滑な移行を促進するための経過措置を検討すべきである。また、これまでの特区評価・調査の結果を踏まえて、学校種にに応じて、社会ニーズに対応する多様な教育機会を増やすことを促進するために、特区以外の法制度の改変等の検討を進めることが望ましいと考える。</li> <li>・高等学校段階については、実態上、不登校生徒等の再チャレンジの場として機能し、地域にも徐々に定着しつつあるケースが存在することは積極的に評価すべきである。ただし、そのときに基本的に広域通信制で、大学と同様に、既に過当競争になりつつあるとの認定地方公共団体等の意見もあることに配慮すべきである。</li> <li>・認定地方公共団体の中には、特に、広域通信制である高等学校や大学について、学校に係る情報を十分に把握していない、適切な評価を行っていない等、その役割を果たし得ていないケースが見受けられるところであり、そうした地方公共団体については、今後、一層の自覚をもって必要な対応をしていくべきである。</li> </ul>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表1の番号	828
②	特定事業の名称	運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があつて、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないと認める場合には、運動場を設けることと同等と認められる措置を講じることにより、運動場を設けることなく、大学の設置等を行うことができる。
⑤	評価	地域を限定することなく全国において実施
⑥	⑤の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し 運動場に代わる必要な代替措置の一層の明確化等により、弊害の予防は可能と考えられる。
⑦	今後の対応方針	規制所管省庁によれば、学生アンケートでは、代替措置が必ずしも十分でない(例:フィットネス施設しかないために気軽に運動ができない。)といった意見があるほか、キャンパスイメージへの違和感も聞かれる等の課題があるとのことであった。 本特例措置については、校地・校舎の自己所有を要しない特例措置が既に全国展開されていることなども相まって、現状における活用事例は多くはないが、評価・調査委員会による調査では、特に都市部において、コスト軽減や地の利を生かした教育機会の提供等といった面で効果が大きいほか、学外の運動施設活用を通じ幅広い年齢層の地域住民と接する機会を得ることにより、社会人としてのマナー向上など学生の人格形成上も有益であるといった指摘もみられるなど、経済的社会的効果の発現が認められる。 このため、特段の弊害が生ずるおそれとこれらのメリットを比較した場合、必要な弊害予防措置を講じた上で、全国展開を図ることが適切である。
⑧	全国展開の実施内容	特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行うこと。その際、学生の教育環境等に適切に配慮できるよう、特区の活用事例における状況を踏まえ、弊害の予防措置については、その要件を一層明確化し、必要最小限のものとする。なお、全国展開の具体的内容については、あらかじめ評価委員会に報告すること。
⑨	全国展開の実施時期	平成23年度中を目途に、できるだけ速やかに措置。 ※規制所管省庁によれば、全国展開に必要な省令の改正には、中央教育審議会への諮問・答申が必要とのことである。

評価意見

①	別表1の番号	829
②	特定事業の名称	空地に係る要件の弾力化による大学設置事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があつて、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないと認める場合には、学生が休息その他に利用するのに適当な環境を有することにより、校地に空地を有することなく、大学の設置等を行うことができる。
⑤	評価	地域を限定することなく全国において実施
⑥	⑤の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し  空地に代わる必要な代替措置の一層の明確化等により、弊害の予防は可能と考えられる。
⑦	今後の対応方針	規制所管省庁によれば、代替措置が必ずしも十分でない(例:空き教室やラウンジしかない。)ために、昼食時に立って食事をしなくてはならない、サークル活動が制約される等の課題があるとのことであった。  本特例措置については、校地・校舎の自己所有を要しない特例措置が既に全国展開されていることなども相まって、現状における活用事例は多くはないが、評価・調査委員会による調査では、特に都市部において、コスト軽減や地の利を生かした教育機会の提供等といった面で、大きな効果が認められる。 このため、特段の弊害が生ずるおそれとこれらのメリットを比較した場合、必要な予防措置を講じた上で、全国展開を図ることが適切である。
⑧	全国展開の実施内容	特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行うこと。その際、学生の教育環境等に適切に配慮できるよう、特区の活用事例における状況を踏まえ、弊害の予防措置については、その要件を一層明確化し、必要最小限のものとする。なお、全国展開の具体的内容については、あらかじめ評価委員会に報告すること。
⑨	全国展開の実施時期	平成23年度中を目途に、できるだけ速やかに措置。 ※規制所管省庁によれば、全国展開に必要な省令の改正には、中央教育審議会への諮問・答申が必要とのことである。



## 評価意見

①	別表1の番号	832
②	特定事業の名称	インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体が、その地域内においてインターネット等のみを利用して授業を行う大学の設置を促進する必要があると認める場合には、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、インターネット等のみを利用して授業を行う大学の設置に当たって、大学設置基準等に規定する校舎等の施設に関する基準によらないことを可能とする。
⑤	評価	その他(平成23年度に評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について、現時点では判断できない。
⑦	今後の対応方針	<p>規制所管省庁の調査結果によれば、遠隔教育のみでは履修が困難と予想される授業科目(「フィールドワーク」「インターンシップ」等)については、今後内容の改善が必要な点も見受けられたものの、一定の履修実態は確認できたとのことであった。</p> <p>しかしながら、規制所管省庁によると、特区計画に明記されている「24時間ヘルプデスク体制」や「教員と対面でのコミュニケーションをとることができる研究室や交流室」が設けられていないことなどについて、学生から不満が寄せられており、特に来年度は卒業研究が始まることから、一層コミュニケーションが必要となるとの指摘もある中、大学・認定地方公共団体の双方とも、認識や対応が十分ではなく、また、そもそも、現状において本特例措置の唯一の適用事例である大学自身からも、インターネットのみの授業では限界もあることを背景に、大学通信教育設置基準に定める校舎面積を確保し、通常の通信制大学としてネット授業のほか必要に応じてスクーリング等を行うことも検討したいとの発言があったとのことであった。</p> <p>さらに、規制所管省庁としては、本特例措置は、大学院において活用する場合には、一定の施設の保有自体を要しないこととされており、弊害の発生について一層の検証が必要と考えられるところ、現在までに大学院についての適用事例はないことから、少なくとも現段階で、学部と大学院の双方を対象とする本特例措置全体の全国展開の是非を決めるのは時期尚早であるとのことであった。</p> <p>本特例措置は、評価・調査委員会の調査によれば、初期投資の抑制等費用面のほか、時間的・地理的制約を超えて、社会人等へ学習機会を提供できるといった効果なども認められるものの、以上の状況にかんがみ、規制所管省庁においては、現行ではインターネットによる授業のみで卒業要件を充足する必要があり、例えば単位を与える位置付けでのスクーリング等はできない等の制度の下で、学生によりよい教育が提供される方策について必要な助言を行うとともに、教育研究上の支障が生じないよう担保するための手段等、本特例措置の適正な在り方について十分に検討することが必要である。</p> <p>その上で、当該検討状況や、新たな適用事例の対応を踏まえて、平成23年度には部会としての結論を出すべく更に評価を行う。</p> <p>なお、専門部会においては、以下のような議論があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定地方公共団体が、特区計画の策定・実施に責任を有する立場において、一層の自覚を持って必要な役割を果たしていくことが重要である。</li> <li>・大学通信教育設置基準の見直しを含め、近年のネットワーク環境の普及状況等を踏まえて、インターネットによる大学が学生に対して提供するよりよい教育環境がどのようなものかについて検討することが望ましい。</li> </ul>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

## 評価意見

①	別表1の番号	910
②	特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	株式会社が、自由診療で高度な医療の提供を目的とする病院又は診療所を開設することを認める。
⑤	評価	その他(内閣官房及び規制所管省庁において本特例措置について周知や情報提供を行い、平成23年度に評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	全国展開により発生する障害の有無について現時点で判断することは困難であるため、今後は本特例措置についての周知や情報提供を一層進め、検証に必要なデータを蓄積し、引き続き全国展開について検討する必要がある。
⑦	今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、本特例措置の適用事業者に係る弊害は具体的に把握されなかったものの、現在株式会社特区病院は1病院であり、特区において適用された規制の特例措置による弊害がないことによるものなのか、適用事業者の特段の努力等によるものなのか、必ずしも明らかではないことから、全国展開により発生する弊害の有無について判断することはできないとのことである。</p> <p>一方、評価・調査委員会による調査では、本特例措置による効果の発現については、現在までのところ診療所経営に注力しているためわからない(地方公共団体)としており、また、本特例措置の適用事例が少ないことについては、行える医療行為が非常に限定的なため診療所経営を軌道に乗せるために時間がかかる(地方公共団体)、事業性の実証には新技術の場合5年はかかる(適用事業者)との指摘もあった。</p> <p>以上より、規制所管省庁においては、本特例措置の実施状況から、本特例措置による弊害が把握されるかどうか、規制所管省庁において引き続き調査を行い、検証に必要なデータを蓄積するとともに、上記の地方公共団体等の指摘を踏まえ、全国展開に係る検討を行った上で、平成23年度に評価を行い、結論を得ることとする。</p> <p>なお、内閣官房及び規制所管省庁は、構造改革特別区域基本方針に定められたそれぞれの役割に基づき、連携して、地方公共団体をはじめとする関係者に対し、本特例措置について、一層の周知や情報提供に努めること。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表1の番号	920
②	特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体が、公立保育所の運営の合理化を進める等の観点から特に必要と認める場合には、公立保育所は給食の外部搬入を行うことができる。
⑤	評価	地域を限定することなく全国において実施(ただし、3歳以上児に対する給食に限る。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	3歳以上児については、全国展開を不適当とするような弊害は認められない。 しかし、3歳未満児については、咀嚼機能発達等の観点から特に配慮が必要であるため、懸念される弊害を除去するための適切な方策を引き続き検討しつつ、特区として継続することとする。
⑦	今後の対応方針	<p>規制所管省庁による本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果を見ると、昨年度までの評価において課題とされてきた、アレルギー児・体調不良児への対応については、外部搬入によっても、基本的に自園調理と同様の対応がなされていることが明らかになりつつ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児期においては、発達段階に応じたきめ細かな配慮が必要であり、特に、歯の萌出状況及び咀嚼機能発達の観点から、大人の食事に近い食物の摂取が可能になるのは3歳頃であり、3歳未満児の給食については、特に配慮が必要であるが、外部搬入による場合、調理者が子どもの発達段階や喫食状況を把握することが難しいため、個に応じた給食の提供について課題がある。</li> <li>・家庭における食育の機能が低下している中で、保育所における食育の推進が重要であり、外部搬入による場合、調理員の調理姿が見えない等、調理する者と子どもの関わりや、発達状況や喫食状況を把握することが困難であるという課題がある。</li> <li>・このような状況を踏まえると、保育の質の引き下げをもたらさずに、外部搬入方式による給食を全国展開するには、依然として解決しなければならない課題があり、子どもの健やかな育ちの観点から、慎重に検討を続ける必要があると考える。</li> </ul> <p>とのことである。</p> <p>しかしながら、評価・調査委員会による調査では、食物アレルギー児及び体調不良児への対応では、保護者・搬入元等との連携を取りつつ、きめ細かに対応しているほか、地元食材の活用を初めとする地域独自の食育の推進や地産地消の取組が実施されており、また、本特例措置の活用により保育所運営の効率化が図られ、節減した経費で一時保育や延長保育等の多様な保育ニーズへの対応が可能となったといった効果が多数発現しており、早期の全国展開への期待が強かった。併せて、私立保育所における外部搬入の容認を求める声や幼稚園と同様に特別の手続きを経ずに外部搬入を認めて欲しいという声も見られた。なお、きめ細かな対応とすためには配慮すべき課題もあるとの一部指摘もあった。</p> <p>このことから、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳以上児については、全国展開することが適切であり、また、同じく外部搬入の容認を求める声があがっている私立保育所についても、同様の対応とすべきである。</li> <li>・一方、なお課題があるとされる3歳未満児については、咀嚼機能発達等の観点から、特に配慮が必要であるため、引き続き、懸念される弊害を除去するための適切な方策の検討を行いつつ、特区として継続することとする。また、同じく外部搬入の容認を求める声があがっている私立保育所についても、公立保育所における上記方策の検討を踏まえ対応すべきである。</li> </ul> <p>併せて、子どもの発達状況に応じた対応、アレルギー児・体調不良児への対応、食育の視点の重要性を踏まえて、更なる対応力の向上を図るため、規制所管省庁において、好事例集・ガイドライン等を検討・策定することが適当である。</p>
⑧	全国展開の実施内容	3歳以上児に対する給食については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。 なお、併せて、子どもの発達状況に応じた対応、アレルギー児・体調不良児への対応、食育の視点の重視性を踏まえて、更なる対応力の向上を図るための好事例集・ガイドライン等を策定し、周知を図るとともに、給食提供の実態について、引き続きモニタリングしていくこと。
⑨	全国展開の実施時期	平成21年度中に措置

## 評価意見

①	別表1の番号	933
②	特定事業の名称	特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	2階建ての特別養護老人ホーム等の建物について、地方公共団体が必要な安全性を有すると認められた場合に、準耐火建築物とすることを可能とする。
⑤	評価	その他(平成22年度に評価を行い、結論を得る。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
⑦	今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子等の介助を要する入居者については、自主的にすべり台を用いて避難を行うことは困難であるものの、施設の構造等により安全性の確保がなされている。また、重度の要介護者・認知症者を1階部分に入所させる等、現行の特例適用要件以外にも安全性を高めるための独自の取組を行っている。</li> <li>・上記のとおり、現時点で本件につき弊害が発生しているものではないが、一般にはすべり台による避難は困難であり、現状では本特例措置の全国展開は適当ではないと考えられ、さらに慎重に検討すべきである。</li> </ul> <p>とのことである。</p> <p>しかし、評価・調査委員会による調査では、本特例措置については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度の評価意見において懸念事項とされていた夜間等の避難訓練を定期的を実施することにより、管理運営の要件上の弊害が発生していないこと、</li> <li>・設備構造の要件については、様々な取組によって安全性を確保しており、特段の弊害は発生しておらず、また、規制所管省庁に懸念を示されたすべり台による避難については、本特例措置の必須要件とはなっていないこと、</li> <li>・木材を多用することにより、大きな怪我が皆無になるほか、快適な居住環境が実現しており、また、地元木材の活用による地域の活性化等に対して副次的効果が生じていること、</li> </ul> <p>から、できるだけ早期に全国展開することが適当であると考えられる。</p> <p>これらを踏まえると、全国展開に当たっては、入居者の多くが重度の要介護者・認知症者であることを踏まえ、すべり台以外の方法により、安全な避難経路を屋外に確保するための方策について検討する必要がある。</p> <p>そのため、規制所管省庁において平成22年中に当該検討を行い、その結果も踏まえ、平成22年度中に本特例措置の全国展開について結論を得る。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表1の番号	934
②	特定事業の名称	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	障害者又は障害児が、近隣において、障害者自立支援法に基づく生活介護等を利用することが困難な場合に、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とする。
⑤	評価	地域を限定することなく全国において実施(ただし、生活介護に限ることとし、その他については、全国展開に向けて、懸念される弊害を除去するための方策についての検討を進めるとともに、平成22年度に評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	生活介護については、全国展開にあたって弊害は認められない。 しかし、児童デイサービスについては、全国展開にあたって懸念される弊害を除去するための適切な方策の検討を進めた上で、引き続き検証する必要があるほか、短期入所及び自立訓練については、全国展開により発生する弊害の有無について現時点で判断することが困難であり、本特例措置についての周知や情報提供を一層進める必要がある。
⑦	今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活介護については、特に大きな弊害は認められなかったことから、必要な準備を行った上で、「基準該当生活介護」として全国展開することとする。また、都道府県に対して、当該事業所にも職員研修の開催案内を行うよう周知する。</li> <li>・児童デイサービスについては、現時点で全国化を行うことは、療育という観点から課題が多い。したがって、来年度は、個別支援計画の策定等を条件に付与し、再度調査を行った上で全国化の可否を判断する。</li> <li>・自立訓練・短期入所については、調査期間中に、自立訓練の利用者はゼロであり、また短期入所の利用者も1名(1回)だけであり、弊害の有無の検証は困難であることから、今回は全国化を見送る。とのことであった。</li> </ul> <p>評価・調査委員会による調査では、本特定事業を継続的に実施することにより、介護事業者のノウハウが蓄積され、利用者へのサービス向上に繋がり、利用者と受入地域の交流や理解が深まっているケースが多く、事故も発生していないことが認められる。</p> <p>以上より、生活介護については、基準該当生活介護として全国展開した上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童デイサービスについては、規制所管省庁において個別支援計画の策定等の条件を付与し、引き続き検証を行い、その結果を踏まえて平成22年度に評価を行い、本特例措置の全国展開について結論を得る。</li> <li>・短期入所及び自立訓練についても、引き続き検証を行い、その結果を踏まえて平成22年度に評価を行い、本特例措置の全国展開について結論を得る。</li> </ul> <p>こととする。</p> <p>なお、内閣官房及び規制所管省庁は、構造改革特別区域基本方針に定められたそれぞれの役割に基づき、連携して、地方公共団体をはじめとする関係者に対し、本特例措置について、一層の周知や情報提供に努めること。</p>
⑧	全国展開の実施内容	基準該当生活介護に限り、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。
⑨	全国展開の実施時期	平成21年度中に措置

## 全国(一部)

### 評価意見

①	別表1の番号	1205(1214、1221)
②	特定事業の名称	重量物輸送効率化事業
③	措置区分	通達
④	特区における規制の特例措置の内容	重量物を輸送する車両が、橋・高架の道路等を含まない経路を通行し、かつ、軸重が10トン(駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあつては11.5トン)以下であつて、道路の修繕等について地方公共団体等により適切な管理がなされる場合には、車両総重量の規定を適用しないこととする。
⑤	評価	特例措置対象車両が公道(道路法の道路をいう。以下同じ。)を横断する場合に限り、本特例措置を地域を限定することなく全国において実施する。
⑥	⑤の評価の判断の理由等	車両総重量の緩和により、輸送効率の向上等を実現し、企業の活発な生産・流通活動を通して、地域の活性化に貢献する本特例措置については、釜石地区において、平成20年7月より2箇所を公道を横断するという運行形態について実績が蓄積されており、これまでの調査により、道路構造面及び交通安全面から特段の弊害が発生していないことが確認できたため。
⑦	今後の対応方針	本特例措置のうち、公道の走行形態がその横断に限られ、かつ、適切な交通事故防止等交通安全への配慮(信号機のない交差点における警告表示板の設置や誘導員による誘導等)がなされているものについては、事業者は輸送に係る走行記録を道路管理者へ提出し、道路管理者は定期的に路面状況をモニタリングすることとした上で、全国展開を行う。
⑧	全国展開の実施内容	特例措置対象車両が公道を横断する場合に限り、上記④「特区における規制の特例措置の内容」のとおり、全国展開を行うこと。
⑨	全国展開の実施時期	平成21年度中に措置

※1221については平成22年1月5日の閣議決定で新たに特例措置となったものであり、今後の特例措置活用実績に基づいて評価を行っていくこととなるため、1221は今回の評価の対象外であり、④に1221の内容は反映させていない。

評価意見

①	別表1の番号	1303
②	特定事業の名称	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業
③	措置区分	告示・通達
④	特区における規制の特例措置の内容	有害鳥獣の捕獲に際して、従事者の中に網・わな猟免許を所持していない者を含むことを可能とする。
⑤	評価	地域を限定することなく全国において実施
⑥	⑤の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について無し
⑦	今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、大半の地域で実施に至っていないことなどから、引き続き特区として実施していく中で検証を深めたいとのことであった。</p> <p>しかしながら、規制所管省庁の調査結果によれば、現在実施されている地域では、実施体制の不備や事故発生などの弊害は特段認められず、地域ぐるみでの有効な有害鳥獣被害対策が実現されているとともに、実施に至っていない地方公共団体の中にも、今後の活用を期待し、検討している地域があるとのことであった。また、実施に至らない主な理由としては、地域における関係者間の合意形成の構築に労力を要することなどが挙げられているとのことであり、これは、地域の実情に応じて、地域の関係者間の協議や調整の中で解決され得る問題と考えられる。</p> <p>本特例措置については、全国各地での猪・鹿等による農林業被害等が深刻化する一方、狩猟者が高齢化等により減少し、有害鳥獣被害対策が喫緊の課題となっている中で、地域の実情に応じて、地域の関係者（狩猟免許保有者と非保有者、行政）が一体となって農林業被害の軽減等に取り組むことにより、農林業被害の軽減とともに、営農意欲や地域のまとまりの向上などにも大きな効果が認められ、地域を活性化させる措置として促進する意義は大きいと考えられる。</p> <p>このため、規制所管省庁は、有効に実施されている地域での取組事例を踏まえ、円滑に実施し、効果を生じるために必要なポイントと考えられる事項を他地域の地方公共団体等の関係者に対し情報提供するなど、本特例措置の有効な活用が進むよう配慮した上で、速やかに全国展開を行うことが適当である。</p>
⑧	全国展開の実施内容	適切な運用が図られている地域での取組事例を踏まえ、一層広く活用されるよう配慮した上で、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」の改正に合わせ、特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行うこと。
⑨	全国展開の実施時期	平成22年度末を目途に措置 ※規制所管省庁によれば、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」の見直しを当該時期に予定しており、その改正に合わせて措置することが適当とのことである。